

## 定期貸しコインサービスに関するご利用規約

このご利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 bitFlyer（以下「当社」といいます。）が提供する暗号資産の消費貸借に関するサービスである定期貸しコインサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。本サービスを利用される前に、本規約を必ずお読みください。

### 第1条（適用）

1. 登録利用者が本サービスを申し込む場合、本規約に加え、当社の「ご利用規約」（以下「基本規約」といいます。）が適用されます。
2. 本規約に定めのない事項については、基本規約の定めに従うものとします。また、基本規約と本規約の内容が相違するときは、本規約の規定が基本規約の規定に優先して適用されるものとします。

### 第2条（定義）

本規約における用語は、基本規約に定めるほか、以下に定める各号の定義を有するものとします。

#### (1) 定期貸しコインサービス（本サービス）

「定期貸しコイン」及び「定期貸しコインプラス」を総称していいます。なお、「定期貸しコイン」及び「定期貸しコインプラス」をそれぞれ単体で指す場合には、それぞれ「定期貸しコイン」及び「定期貸しコインプラス」と記載します。

#### (2) 個別契約

本サービスに関して、本規約及び募集要項並びにお申込み内容に基づいて当社と登録ユーザーとの間において締結される個別の契約をいいます。

#### (3) 貸借物

登録ユーザーが当社に貸し出す暗号資産をいいます。

#### (4) 貸出期間

個別契約の契約期間であり、個別契約に定める貸出期間の開始日から終了日までの期間をいいます。

#### (5) 貸借料

登録ユーザーが貸借物を貸し出したことの対価として、個別契約期間満期後に当社から受け取る暗号資産をいいます。

#### (6) 年利率

個別契約に定める貸借料の算定に用いる年間の料率をいいます。

(7) プラン

本サービスにかかる貸借物、貸出期間、年利率等の条件を定めたプランをいいます。

(8) 募集要項

本サービスにかかるプランごとの条件を定めた要項をいいます。

(9) 自動更新

登録ユーザーが返還された貸借物を新たな元本として、初回の個別契約と同じプランで自動的に再貸出することをいいます。

ただし、抽選その他の事由により、自動更新の対象となる貸出の口数が当初貸出時の口数より減る可能性がございます。なお、自動更新の場合の貸借物の自動的な再貸出について、当社ウェブサイト等で「自動再貸出」という場合があります。

### 第3条（個別契約）

1. 個別契約にお申込みいただくためには、基本規約 3 条に基づくユーザー登録が必要です。申込みにあたっては、「定期貸しコインサービス取引説明書」の内容をお読みいただき、ご不明な点があれば、取引開始前にご確認ください。
2. 当社が借り受ける貸借物の単位、返還する貸借物の単位、貸出期間、貸借料、年利率、プランの内容、その他詳細については、当社ウェブサイトに掲載するところに従います。
3. 登録ユーザーは、当社所定の方法に従い、本サービスの利用を希望するプラン及びその貸借物の口数を指定して、個別契約を申し込むことができます。登録ユーザーが申込みを行うと、申込期間中は、申し込んだ対象の暗号資産についてロック処理が行われ、当該申込みに係る口数の貸借物の譲渡、換金、返金、その他の取引ができなくなることを登録ユーザーは承諾するものとします。
4. 個別契約は、登録ユーザーからの申込みに対して、当社が承認しお客様の貸出する暗号資産が当社に移管された時点で成立するものとします。当該個別契約が成立した日を、以下「個別契約成立日」といいます。
5. 登録ユーザーは、前項に基づく個別契約の申込完了後、当社所定の審査を経て当社から承認を得た場合、当社に対して前項において申し込んだ口数（ただし、当社が承認した範囲に限ります。）の貸借物を引き渡すものとします。
6. 契約期間は、個別契約成立日から貸出期間が経過する日までとします。

### 第4条（貸借料）

貸借料は、以下の計算式のとおり、貸出数量に年利率を乗じ、期間計算し、当社が登録ユーザーから借り受けた貸借物と同種の暗号資産で支払います。

$$\text{貸借料} = \text{貸出数量} \times \text{年利率} \times \frac{\text{貸出期間（日数）}}{365}$$

※各暗号資産の最低取引単位 (<https://bitflyer.com/ja-jp/explanation-crypto-asset->

[regulation](#) に掲示される契約締結前交付書面（暗号資産現物取引）に記載されます。）に満たない端数が生じる場合、当該端数部分は切り捨てるものとします。

※「貸出数量」とは、1口数量に貸出口数を乗じたものとします。

## 第5条（貸借料等の支払い方法及びその期日）

貸借料は、契約期間満期日に、登録ユーザーアカウントへ貸借物と同種の暗号資産で支払います。ただし、登録ユーザーに本規約の違反行為があった場合（又は破産法53条等による登録ユーザー側からの解約が有効に行われた場合）、貸借料の支払いの対象者から除外されます。違反行為が貸借料の支払後に発覚した場合、当社は、登録ユーザーに対して支払い済みの貸借料の返還を求め得ることとし、登録ユーザーはこれに応じることとします。

## 第6条（代替物の返還及びその期日）

1. 当社は、個別契約の全部又は一部が、自動更新されない場合又は第11条若しくは第12条の規定に基づき解約若しくは早期終了された場合に限り、契約期間満期日に、代替物を登録ユーザーアカウントへ返還します。
2. 個別契約が自動更新される場合、当初の契約期間満期日（自動更新前の契約期間満期日）に、代替物の返還は実施されないものとします。

## 第7条（条件等の確認）

登録ユーザーは、貸借物の年利率及び口数並びに契約期間について、登録ユーザーアカウント内で確認することができます。

## 第8条（確認事項）

1. 登録ユーザーから借り受けた貸借物について、個別契約成立日から当社が本規約又は個別契約に基づきその代替物を現に返還するまでの間に、①ハードフォーク（貸借物に係るブロックチェーンが分岐することにより、新しい別個の暗号資産が生じることをいいます。）により新たに生じた暗号資産、②エアドロップ（貸借物の発行体又は発行体の関係者が当該貸借物の保有者に対し同一種類又は別の種類の暗号資産を無償で付与する行為をいいます。）により付与された暗号資産、並びに③その他当該貸借物から生じる一切の権利及び財産的価値は、当社に帰属します。この場合、登録ユーザーは当社に対しこれらの暗号資産等の引渡しを請求できないものとします。
2. 本サービスは、資金決済に関する法律に基づく暗号資産交換業に該当するものではありません。したがって、その貸借物は、同法第63条の11第2項に規定される「利用者の暗号資産」に該当せず、当社の分別管理義務の対象とはならず、また同法第63条の19の2第1項に規定される優先弁済の対象にはなりません。
3. 個別契約の契約期間中において、当社が、個別契約の対象となっている暗号資産の取扱いを中止若しくは終了した場合、又は貸借物と同一種類かつ同一数量の暗号資産を入手することが不能若しくは著しく困難となった場合、当社は、貸借物の返還の決済日において、（1）可能な範囲で、借り入れた貸借物を返還し当該種類の暗号資産による貸借料を支払うとともに、（2）残部の貸借物及び貸借料について円換算した金額の金銭を登録ユーザーに支払う

ことができるものとします。円換算は、当該種類の暗号資産の返還の決済日における当社の取引価格により行うものとします。この場合、日本円で支払うことにより、登録ユーザーに対する対象暗号資産等に係る元本の返還義務及び貸借料の支払義務は消滅するものとします。

4. 本サービスに係る当社からの通知は、当社システムへの通知の記録（当社システムにログインをして確認可能です。）又は登録ユーザーが登録した電子メールに対して行えば、登録ユーザーに対する通知を行ったものと扱います。
5. 登録ユーザーが、申込後、破産手続開始の決定を受けた場合、速やかに当社に連絡をするものとし、そのような連絡がなく、本規約に基づく貸借物の貸付けが行われた場合、民法 587 条の 2 第 3 項は適用されないことを両当事者は確認します。

## 第 9 条（禁止事項）

登録ユーザーは、個別契約の契約期間中、次の行為を行わないものとします。

- (1) 法令、基本規約、本規約に違反する行為をすること
- (2) 貸借物の売却、貸借物への担保設定、その他貸借物の処分を行うこと
- (3) 自己の所有物でないものについて本サービスに基づく貸借の対象とすること
- (4) 犯罪収益等を本サービスに基づく貸借の対象物とすること
- (5) 本サービスについて架空人名義での登録、名義貸しを行うこと
- (6) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送付する行為又は当社の管理するシステム、サーバー、ネットワークその他の機能を破壊もしくは妨害し、若しくは、不必要に過度の負担をかける行為
- (7) 当社に対して虚偽の申告を行うこと
- (8) 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを送付する行為
- (9) その他当社のシステムに損壊、誤作動、その他支障を生じさせる行為又は生じさせるおそれのある行為
- (10) 上記の他、当社に対して、不法行為を構成するような行為

## 第 10 条（自動更新）

1. 個別契約は、個別に定める契約満期日より当社所定日数前までにいずれかの当事者から個別契約を更新しない旨の申出がない場合、当該個別契約の満了日を起算日としてさらに同様の貸出期間を自動更新するものとし、以降も同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、登録ユーザーが「自動更新なし」と設定した場合は自動更新はされません。なお、登録ユーザーが「自動更新なし」と設定した場合でも、個別に定める契約満期日より当社所定日数前までの期間においては自動更新を設定することができます。

## 第 11 条（登録ユーザーによる解約）

1. 登録ユーザーは、登録ユーザーの破産手続き開始の決定その他のやむを得ない事由が発生し、かつ、当社所定の方法で申請を行い当社が相当と認めた場合を除き、個別契約を中途解約することはできません。
2. 登録ユーザーが前項に基づく解約をする場合、当社所定の解約違約金を徴求することができます。

るものとし、当社は、当社所定の違約金相当の貸借物を控除して返還することができるものとし、前項に基づく中途解約の申請をご希望の場合は、当社ホームページ上のお問合せフォーム (<https://bitflyer.com/ja-jp/contactpage>) より当社にご連絡をお願いします。

## 第 12 条（当社による解約）

1. 当社は、登録ユーザーが次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに個別契約を解除することができるものとし、なお、次の事由に基づく解除の場合、貸借物に対する貸借料は支払われないものとし、
  - (1) お申込み時に虚偽の申告をした場合
  - (2) 基本規約、本規約又は個別契約に違反した場合
  - (3) 関係法令等に違反した場合
  - (4) その他、当社が登録ユーザーとの個別契約の継続を適当でないと判断した場合
2. 当社は、貸借物である対象資産が次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに個別契約を解除することができるものとし、この場合、付与する貸借料は、解約日までの期間に対応するものとし、
  - (1) 当社が当該貸借物の取扱いを終了する場合
  - (2) 監督当局等により、当該貸借物の取扱いが認められなかった場合
  - (3) 経済情勢の変化、法令の改廃、その他当社がやむを得ないと判断した場合
  - (4) 当社が本サービスの提供を終了する場合
3. 前各項による解約と別に、「定期貸しコインプラス」に限り、当社は当社の都合により、登録ユーザーに対して事前の通知を行った上で、個別契約を早期終了させることができるものとし、

## 第 13 条（免責）

当社は、地震、天災、通信障害、第三者のシステムの不具合、その他当社に帰責性のない事由による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能、変更又は障害（貸借物の返還又は貸借料の付与の遅延を含む。）が生じた場合に、これに関連して登録ユーザーが被った損害につき、賠償する責任を負わないものとし、

## 第 14 条（基本規約の規定の準用）

本サービスの適用に際しては、基本規約第 4 条、第 5 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 3 項及び第 11 項、第 8 条から第 12 条、第 13 条第 1 項後段及び第 3 項から第 8 項、第 14 条、第 15 条、並びに第 17 条から第 23 条の規定を準用するものとし、

## 第 15 条（存続規定）

第 8 条及び第 13 条の規定は個別契約の終了後も有効に存続するものとし、

【令和 6 年 12 月 3 日制定】

【令和 6 年 12 月 27 日改定】